

別 表

処分量定の標準

事 由		代表的な事例	免職	停職	減給	戒告
1 一般服務関係	(1)欠勤・不参	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた。			○	○
		イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた。		○	○	
		ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた。	○	○		
	(2)遅刻・早退	正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた。				○
	(3)休暇の虚偽申請	病気休暇・特別休暇等について虚偽の申請をした。			○	○
	(4)勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、又は職務遂行にあたり上司の命令に従わない等により公務の運営に支障を生じさせた。			○	○
	(5)職場内秩序びん乱	ア 暴行により職場秩序を乱し、公務の運営に支障を生じさせた。		○	○	
		イ 暴言等により職場秩序を乱し、公務の運営に支障を生じさせた。			○	○
	(6)虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った。			○	○
	(7)守秘義務違反	職務上知ることのできた秘密を漏らした。 なお、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合は免職又は停職とする。			○	○
(8)営利企業等従事	許可を得ず、営利を目的とする会社等の役員等を兼ね、若しくは、自ら営利を目的とする私企業を営み、又は、報酬を得て事業等に従事した。			○	○	
(9)個人情報の目的外収集等	正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した。なお、その情報等を不当な目的に使用した場合は、免職、停職又は減給とする。			○	○	
2 わいせつ行為、セクハラ等	(1)わいせつ行為等	ア 強姦、強制わいせつ等の行為をした。	○	○		
		イ 公共の乗物等において痴漢行為をした。	○	○	○	
	(2)セクシュアル・ハラスメント	ア 職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした。	○	○		
		イ 相手の意に反することを認識のうえで、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な手紙・電子メールの送付、身体的な接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した。	○	○	○	
		ウ 相手の意に反することを認識のうえで、わいせつな言辞等の性的な言動を行った。			○	○

事 由		代表的な事例	免 職	停 職	減 給	戒 告
3 公務上非行	(1)収賄	職務に関して賄賂を受受、要求、約束した。	○			
	(2)横領	公金又は公物を横領した。	○			
	(3)窃取	公金又は公物を窃取した。	○			
	(4)詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させた。	○			
	(5)紛失	公金又は公物を紛失した。				○
	(6)盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った。				○
	(7)公物損壊	故意に職場において公物を損壊した。			○	○
	(8)出火・爆発	過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした。				○
	(9)諸給与の不正受給	虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した。			○	○
	(10)コンピュータの不適 正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた。			○	○
4 公務外非行	(1)放火	放火した。	○			
	(2)殺人	人を殺した。	○			
	(3)傷害	人の身体を傷害した。		○	○	
	(4)暴行・けんか	暴行を加え、又は喧嘩をしたが傷害するにいたらなかった。			○	○
	(5)器物損壊	故意に他人の物を損壊した。			○	○
	(6)横領	自己の占有する他人の物を横領した。	○	○		
	(7)窃盗・強盗	他人の財物を窃取した。	○	○		
	(8)詐欺・恐喝	人を欺き財物を交付させ、又は人を恐喝し財物を交付させた。	○	○		
	(9)麻薬・覚せい剤	麻薬・覚せい剤等の所持又は使用をした。	○			
	(10)賭博	賭博をした。 なお、常習で行っていた場合は停職とする。			○	○
	(11)酩酊による粗野な言 動等	酩酊して、公共の場所や乗り物において、公衆に迷惑をかける ような著しく粗野又は乱暴な言動をした。			○	○

事 由		代表的な事例	免職	停職	減給	戒告
5 交通事故・交通法規違反等	(1)飲酒運転での交通事故(人身事故)	ア 酒酔い運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた。	○			
		イ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた。	○	○		
	(2)飲酒運転以外での交通事故(人身事故)	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた。	○	○	○	
		イ 人に傷害を負わせた。		○	○	○
	(3)交通法規違反等	ア 酒酔い又は酒気帯び運転をした。	○	○		
		イ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした。		○	○	○
		ウ 飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた。	○	○	○	
(注) 事故後の救護、危険防止等の措置義務違反をした場合は量定を加重する。						
6 政治的行為関係	(1)政治的行為の制限違反	ア 政党その他の政治的団体の結成に関与等し、又は、これらの団体の構成員となるようになどの勧誘運動をした。	○	○		
		イ 特定の政治目的をもって、違法に、公の選挙等において投票するようになどの勧誘運動をし、署名運動に積極的に関与し、又は、寄付金等の募集に関与した。	○	○		
		ウ 特定の政治目的をもって、文書若しくは図画を庁舎、施設等に掲示等し、又は、庁舎、施設等を利用するなどした。	○	○		
		エ 違法な政治的行為を行うよう他の職員に求めるなどし、又は、違法な政治的行為を行うなどの代償若しくは報復として、職員の地位に関し、利益若しくは不利益を与えるなどした。	○	○		
	(2)違法な選挙運動等	公職選挙法又は政治資金規正法に抵触する選挙運動等を行った。	○	○		
7 情報システム関係	(1)ネットワークの不正利用	個人が所有するパソコン等を許可なくネットワークに接続し、利用した。			○	○
	(2)不正アクセス	不正にネットワークにアクセスし、又は、不正にアクセスするとどまらず情報システム等の破壊若しくは改ざんをした。	○	○	○	
	(3)不正アクセス等のほう助	I D等の識別符号を第三者に提供し、不正行為を生じさせた。	○	○	○	
	(4)不正プログラム等の利用・ウイルス感染	故意に、不正プログラム等を利用し、又は、ウイルスを感染させることにより、情報システム等を破壊し、又は、ネットワーク等の適正な運用を妨げた。	○	○		
	(5)不正操作	故意に、不正なデータをデータベース等に入力し、又は、データベース等から不正にデータを消去した。	○	○		
8 監督責任関係	(1)非行の隠ぺい、黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した。		○	○	
	(2)指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いた。			○	○